

地区説明会 質疑応答【その他関係】

No.	質問・意見	回答・見解
1	地区説明会に関する説明資料は市のHP等で確認することは可能でしょうか。	本説明会で使用した説明資料は市のHP等で公開していきます。また、併せて質疑・応答についても随時更新して公開していきます。なお、本説明会の説明内容をまとめたパンフレットを全戸配布して周知を図っていきます。
2	説明会の説明内容は検討や修正の余地があるのでしょうか。	本日説明した指定ごみ袋制度の導入と分別収集の見直しの大きな方針に関する修正は考えていませんが、地区説明会での詳細な部分に関するご意見については、検討が必要なこともあると考えています。
3	ペットボトルのキャップを外した際に、飲み口に残ってしまうキャップ(リング状)の一部は除去せずにペットボトルのごみとして出して良いのでしょうか。	除去せずにペットボトルとしてお出しください。
4	洗ったペットボトルに残った水分の乾燥はどの程度すれば良いのでしょうか。	まったく水分が無い状態にすることは難しいと思いますので、飲み残しや洗浄した水分が底にたまらない程度に水を切るご協力をお願いします。
5	汚れたり変色したペットボトルはどうすれば良いのでしょうか。	汚れや変色が酷く軽くゆすりでも汚れが落ちなければ、リサイクルできませんので燃えるごみとして出してください。
6	乾電池はどのようにごみ出しをすれば良いのでしょうか。	カン類の収集日に乾電池だけを袋にまとめて分けて出してください。なお、モバイルバッテリーについては、有料の粗大ごみとしてクリーンセンターにお持ち込みください。
7	モバイルバッテリーの出し方はどのようにすれば良いのでしょうか。	製品から中身の電池だけ分解し、その電池に絶縁の対応を行うことができれば、カン類の日に乾電池として集積所に出すことはできますが、製品から中身を分解することが危険を伴います。その場合は分解せずに有料の粗大ごみとしてお出しください。
8	リチウム電池などの出し方が書かれていらないが、説明した方が良いのではないのでしょうか。	今回の地区説明会では、指定ごみ袋制度の導入と見直しを行う分別収集が主な説明内容となりますので、リチウム電池やモバイルバッテリーの出し方については説明していませんが、そのような製品の発火が原因で火災が発生するニュースが全国的に多いことは市も承知しておりますので、市の広報や回覧を通じて、市民の皆様に向けた注意喚起や安全なごみの出し方の情報発信を行っていきます。
9	チラシや雑誌は雑がみでしょうか。	お見込みのとおりです。基本的に段ボールや新聞紙以外の紙類のごみが雑がみとなります。
10	段ボールと厚紙の区別はどのように考えたら良いでしょうか。また、段ボールと厚紙を誤って一緒にごみ出しても問題ないでしょうか。	断面に波があるものを段ボールとして分類してください。また、段ボールと厚紙は分別して出していただきたいですが、誤って混入された場合はクリーンセンターで選別をしていますので問題はありません。
11	植木鉢等の土の処理についてどうしたら良いでしょうか。	土はクリーンセンターで処分できないものであり、今後も変わりません。
12	フライパン等の取っ手がとれないものの出し方はどうすれば良いのでしょうか。	取っ手が取れるものは金属部分はカン類の日に出せますが、取れなくて素材が複合する場合は粗大ごみ扱いで受け入れます。
13	ビニールでコーティングされた針金の入ったハンガーはどう捨てれば良いでしょうか。	ビニールと針金が分離できれば、ビニールは燃えるごみ、針金は鉄として、それぞれの素材の品目の日に集積所に出せますが、素材の分離ができない場合は有料の粗大ごみとして受け入れれます。
14	アルミホイルは何ごみになるのでしょうか。	アルミホイルは金属ではありますが、薄くて燃やすと灰になります。そのため、ごみカレンダーでは燃えるごみと表記しています。
15	保冷剤はどんなごみで出せば良いのでしょうか。	使用されている素材でごみの種別の判断をしますので、柔らかいプラスチックの素材に入ったものは燃えるごみ、硬いプラスチック容器に入ったものは粗大ごみでお出しください。
16	梱包材の発泡スチロールは何ごみになるのでしょうか。	現状は発泡スチロールは小さく割っていただき、燃えるごみとして出していただいているが、令和8年4月から容器包装プラスチックの拠点回収BOXに出す時には、プラの識別マークがある発泡スチロールを出すことが可能となります。

地区説明会 質疑応答【その他関係】

No.	質問・意見	回答・見解
17	農業用ビニールシート(マルチ)や肥料袋などの素材は、近年、燃やしても有害な物質が出にくい素材に変わっていることだと思いますが、ごみの種別は粗大ごみでしょうか。	農業用ビニールシート(マルチ)の素材の違いによるごみ出しの方法は、今後、検討していく必要があることと考えますが、今回の見直しにより変更することはありませんので、引き続き粗大ごみとしてお出しください。また、肥料袋などはプラの識別マークが付いている場合、令和8年4月からはプラスチック製容器包装として出すことは可能ですが、汚れが酷い場合はリサイクルできませんので燃えるごみとしてお出しください。
18	草むしりした草はできるだけ干して水分を抜かしてから出していますが、すぐ捨てたい場合はそのまま出しても良いのでしょうか。	ごみの減量化としては、草むしりした草などのごみは乾燥させて出していただく方が助かりますが、そのまま出されたとしても回収しないということではなく、燃えるごみとして収集します。
19	今回の見直しにより、市役所などの拠点回収BOXに出せる古着の出し方は変わりますか。また、今後は集積所収集を開始する予定はあるのでしょうか。	古着などを拠点回収BOXで収集しているファイバーリサイクルについては、出し方や出す場所などの変更はありません。また、現在のところ、集積所収集を実施する予定はありませんが、今後の状況を確認し検討を進めていきます。
20	落ち葉などは燃やすと苦情がくることがあるので、燃やさない方が良いのでしょうか。	落ち葉などを燃やすことは野焼きとなり、原則禁止としていますので行わないようお願いします。落ち葉などは、煙があるなら堆肥化させるなどのご対応をお願いします。
21	生ごみの減量化は実現できるのでしょうか。	生ごみの量の減量化はごみを出さない取り組みを各ご家庭で行っていただくようご協力をお願いします。また、生ごみ処理容器の設置に対する補助制度もありますのでご活用ください。
22	生ごみ処理容器補助金について、市に申し込みれば製品を購入できるということでしょうか。	製品の購入は市役所では無く、ご希望の店舗で行ってください。本補助制度は対象製品の設置費に対して補助金を交付する補助制度ですので、市へ補助金の申請を行う必要がありますので、補助制度をご活用したい方は購入前に生活環境課までお問い合わせください。
23	生ごみ処理容器設置費補助金を活用して、電動生ごみ処理機の申請件数はどの程度あるのでしょうか。	年度によってばらつきがありますが、令和6年度の実績は10件です。
24	生ごみ処理容器補助金について、補助を受けられる製品は市が指定している製品でしょうか。また、コンポストに入れるごみ処理剤の補助は無いのでしょうか。	本補助金において、市で製品を指定していませんので申請者の希望の製品に対して補助金を交付することができます。また、ごみ処理剤の補助については、残念ながらメニューはありませんが、本補助金については、過去に補助金を活用していた方も補助を受けた製品が壊れてしまった等の理由があれば、5年間程度経過していれば再度補助金を受けることが可能です。
25	生ごみの成分分析を行った結果、水分が多いことが分かったとのことですが重さを減らすことにどのような意味があるのでしょうか。	生ごみの水分を切ることで、ごみ自体が減量(軽量化・減容化)となり、ごみ袋の節約に繋がります。また、クリーンセンターで焼却処分する際ににおいても、水分が多いほど多くの燃料が必要となることや、広域ごみ処理施設が開始された場合、搬出するごみの重さによって処分費が変わるために、ごみの処分費を減らす効果もあります。
26	家電リサイクルの協定先などについてどのような事業者と連携協定を締結しているのでしょうか。	民間のリサイクル・リユース業者と協定を結んでいる状況で協定先の事業者や取り組みはごみカレンダーに表記しています。ただ、近々で小型家電のリユース・リサイクルに関する協定締結先のジット(株)につきましては、今年度のごみカレンダーにはありませんが、今年度中に小型家電の買取りイベントなどを行いたいと考えています。
27	小型家電の買取りイベントを持って行けない人はどうすれば良いのでしょうか。	小型家電の買取りイベントについては、まずは持ち込める人を対象として考えています。イベントの開催の回数を重ねるにつれ、持ち込めない人の対応は課題として検討していくこととなります。が、イベント以外においても、インターネットのリユースプラットフォームを活用することで、小型家電のリユースは行うことができます。
28	地域の神社の清掃時に出た落ち葉などをまとめるごみ袋が30袋以上となることがあります、1つの集積場に1度に全てのごみ袋を出すことは問題ないのでしょうか。	1度に多量のごみ袋を集積場に出すことは、収集業務の効率が悪くなってしまいますので、控えていただき、袋の個数を分けてお出しitadakuか直接クリーンセンターへお持ち込みitadakuご協力をお願いします。
29	指定ごみ袋制度の導入後や、分別収集の見直しにより集積所の場所が変更となるのでしょうか。	集積所の変更はありませんので、従来どおりの集積所を使用してください。
30	集積所にごみネットを設置しているがカラスの被害に苦慮していますが、何か良い対策はありますか。	市にはごみステーションの設置費用に対する補助制度がありますので、大きさ等の制限は無く2万円が補助限度額となりますので、ごみステーションの追加設置等を検討していただければと思います。

地区説明会 質疑応答【その他関係】

No.	質問・意見	回答・見解
31	多数の世帯が使用している集積所があり、中には車でごみを出されている方もいる中で、集積所を分散することはできないのでしょうか。	集積所の分散については、ごみ収集ルートや現地の状況など、収集事業者と内容を確認した中で収集可能であれば分散することは可能です。ただ、集積所をどのように分散するか、分散した箇所の土地所有者への確認などの取りまとめを各地区で行っていたいた後にクリーンセンターへお問い合わせください。また、その際にはごみステーション設置に関する補助制度をご活用ください。
32	集積所に捨てられたごみが動物の被害に遭い集積所周辺が汚れることについて、どのような対応を考えているのでしょうか。	集積所の管理については、地区・利用者が管理することとなっていますので、引き続き、管理のご協力をお願いします。
33	組に入っていたり高齢者などへの周知の徹底はしきれないと思うので、集積所に周知看板を設置するなどの対応が必要だと思います。	集積所は地区や利用者の管理であり、市内には非常に多くの集積所があるため、周知のために全ての集積所に周知看板を市で設置することは難しいので、お問い合わせいただく中で対応を検討します。
34	説明の中で市の全体のごみの8割が燃えるごみとありましたが、燃えるごみの中のごみの割合は把握しているのでしょうか。	市では燃えるごみの組成分析を毎年実施しており、燃えるごみの中の割合として紙類のごみが約44%、生ごみが約17%など把握しています。
35	市のごみの8割の燃えるごみの中に落ち葉や剪定した枝葉などのごみが多いと感じていて、そのようなごみは畑の肥料にできるが、燃えるごみとして収集され、焼却していることに無駄を感じています。ごみの減量化や資源化を推進しているのであれば、市の取り組みとして、落ち葉などのごみを堆肥化するために市民が持ち込む場所や収集日を設け、堆肥化したものを市民が持ち出し活用できる仕組みの構築を検討していただきたい。	緑や自然が多い上野原市では、落ち葉などのごみが燃えるごみに多く含まれていることは承知しています。ご意見のとおり、落ち葉のごみを燃えるごみから取り除き、堆肥化できるような取り組みはごみの減量化につながりますので、今後の市の検討課題とさせていただきます。
36	燃えるごみから生ごみを分別収集し、堆肥化する仕組みを構築すれば、燃えるごみの減量を達成することができると考えていますが、市の見解はいかがでしょうか。	ご見解のとおり、燃えるごみから生ごみを分別収集し、堆肥化することができれば、燃えるごみの減量化に効果的です。しかし、現在の施設の機能や受け入れ体制では、生ごみを分別収集し堆肥化することができませんので、今後の検討課題として取り組む必要があると考えています。また、学校給食調理場あおぞらでは、生ごみを堆肥化する機械を導入していますので、そのような情報については、広報等で周知を図っていきます。
37	選別について、徹底のお願いやPRだけでは削減目標に足りないのではないかでしょうか。選別が不十分ならごみを回収しないなど徹底した方が良いのではないかでしょうか。	市としても、ごみの削減目標達成のために選別を徹底することは非常に重要だと考えていて、今後の検討課題として捉えています。燃えるごみの中に選別できるものがあった場合の収集の可否については、今後のごみの削減状況を見ながら進めていきたいと考えています。
38	市で収集している各種のごみについて、収集後にどうなっていくのか興味がありますので、広報などで情報提供して欲しいです。	収集後の各種ごみの行く末に関する情報は、市の広報などで市民の皆様に情報提供していきます。
39	上野原市のごみの現状に関する説明がありましたが、そのような内容を広報などで周知していますか。	今年度に入り、生ごみの水切り方法などに関する情報発信は強化していますが、説明会で説明した上野原市のごみの現状に関する内容について、広報などでの周知は近年行っていませんので、ご意見のあった内容に関する情報発信を行っていきます。
40	各種ごみの出し方、ごみの種別を分かりやすくまとめた冊子を作成して欲しいです。	ごみカレンダーにも各種ごみの出し方やごみの種別について記載していますが、収集品目が増加し、複雑となっている部分もありますので各種ごみの出し方などまとめた冊子の作成については今後検討していきます。
41	ごみカレンダーの色分けなどを大きく見やすくしたり、自分が住んでいる居住地区の情報だけ確認できるようにして欲しいです。	来年度は切り替わりの時期なので、今までの形式を踏襲したレイアウトにすることとしています。今回の見直しに伴い収集日の固定化が可能となるため、地区ごとの一覧表にすることも可能となります。ただし、カレンダーとしての需要もあるため、今後の形式はそれらの意見も含めて検討していきます。
42	粗大ごみの料金について、大月市と都留市では無料ですが、上野原市はなぜ有料なのでしょうか	料金については自治体ごとの様々な事情により設定されており、上野原市では粗大ごみの分別や処分費用等を料金に課しています。そのため、現時点では無料にする予定はありません。
43	説明資料の中に雑がみ、ペットボトルの売却額が示されていましたが、アルミ類の売却額はどの位の金額になるのでしょうか。	令和6年度のアルミ類の売却額は約1,100万円です。
44	表示されていた資源ごみの売上げ額は輸送費を差し引いた額なのでしょうか。	輸送費を差し引いた売上額です。

地区説明会 質疑応答【その他関係】

No.	質問・意見	回答・見解
45	年間の埋立て処理に係る費用を教えて欲しいです。	令和6年度の実績としては、処分及び運搬費に約900万円、最終処分場の負担金として約2,800万円かかっています。燃えるごみの減量化、資源化が進むことで本費用は減額していきます。
46	クリーンセンターに係る予算としては、衛生費に分類されることだと思いますが、その中で、クリーンセンターの運営に係る経費はどのくらいなのでしょうか。	お見込みのとおり、クリーンセンターに係る予算は衛生費に分類され、年間のクリーンセンターの運営に係る経費は約5~6億円となります。
47	今回の地区説明会の目的について、金銭面や環境面、市の財政改善などの観点が考えられます が、今回の地区説明会の具体的な主旨を教えてください。	本説明会目的は、市の将来にわたる財政負担を抑える観点からごみ処理に係る予算の削減を図ることと、環境負荷を低減するためのごみの減量化を進めることにあります。ごみの減量化を実現するには市民の皆様のご理解とご協力が不可欠であるため、各地区に出向いてできるだけ多くの方に周知・啓発を行うことが説明会の主旨です。
48	今回の様々な見直しについて、説明会に参加していない人も多くいるので周知の徹底をお願いします。	地区説明会で説明した内容については、市の広報やホームページなどで周知することはもちろんですが、説明内容をまとめたパンフレットを作成し全戸配布することで周知を強化していきます。
49	上野原市のごみの排出量は多いとのことですが、他の自治体と何が異なり、差が生じている原因はどのようなことが考えられるのでしょうか。	ごみの排出量の差については、自治体が回収対象としているごみの品目の種類や分別徹底の意識による差が大きいと考えています。
50	地区説明会については、ボイスレコーダーなどで録音されているのでしょうか。	地区説明会で寄せられたご質問やご意見はボイスレコーダーで録音しており、今後、市のホームページに内容を取りまとめた質疑応答集を掲載します。これにより、他の地区で出た質問や市の回答状況もご確認いただけます。
51	過去の市民アンケートの結果では、ごみの有料化の実施について、否定的な意見が多かったと考 えますが、ごみの有料化の実施について市はどのように考えているのでしょうか。また、実際にご みの有料化を実施する場合は地区説明会を開催するのでしょうか。	ごみの有料化については、今後のごみの減量化の実績等を踏まえた上で慎重に判断する必要があると考えています。また、実際にごみの有料化を実施するとなった場合は、地区説明会を開催し、市民の皆様の理解を得るために丁寧に説明することが重要であると考えています。